平成２８年２月２９日

教育委員会第２回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第２回定例会記録

◇開会年月日　平成２８年２月２９日（月曜日）　午後　１時２８分開会

午後　３時０４分閉会

◇開催の場所　庁議室

◇出席委員　５名

委員長	阿部邦英君	委員（委員長職務代行者）	津嶋ユウ君
委員	今井多貴子君	委員	窪木好文君
教育長	境　直彦君		

◇欠席委員　なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局長	草刈敏雄君	事務局次長	末永秀夫君
事務局次長（震災復興担当）	太田敏彦君	教育総務課長	佐々木貞義君
学校教育課長	今泉良正君	学校安全推進課長	伊藤　雄君
学校管理課長	三浦　司君	生涯学習課長	佐藤徳郎君
体育振興課長	佐藤敏彦君	学校施設整備室長	高橋正能君

◇書　記

教育総務課課長補佐	石井透公君	教育総務課主幹	吉田直也君
教育総務課主幹	加藤陽子君	教育総務課主査	熱海照郎君

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

・石巻市震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了について

・平成２８年度学校給食費について

・石巻市学校給食食物アレルギー対応マニュアルについて

・有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料について

報告事項

報告第２号　専決処分の報告について

専決第２号　石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

専決第３号　石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

専決第４号　東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例の一部を改正する条例

専決第５号　平成２８年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

第６号議案　石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令

第７号議案　石巻市学校給食センター整備基本構想案について

第８号議案　職員の処分について

第９号議案　職員の処分について

その他

午後　１時２８分開会

○委員長（阿部邦英君）　皆さん、こんにちは。

ただいまから平成28年第２回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君）　会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、窪木委員さんにお願いします。

よろしくお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君）　それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が５件、報告事項の専決処分の報告が４件、審議事項が４件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長さんから報告をお願いいたします。

○教育長（境　直彦君）　それでは、私からは、平成28年石巻市議会第１回定例会、それから学校関係と防災関係について報告いたします。

始めに、平成28年石巻市議会第１回定例会は、２月16日開会し、３月16日までの30日間の会期であります。平成28年度施政方針、当初予算、条例改正、２月補正予算等が審議されます。

なお、内容につきましては、次回第３回定例会でご報告いたします。

次に、各小・中学校は年度末を迎え、まとめの時期に入っております。明日３月１日は桜坂高校の第１回卒業式になります。

入試関係で、平成28年度公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜についてまとまりましたので、お話し申し上げます。

宮城県全体では1.24倍となり、昨年度より0.02上回っております。石巻地区では、募集定員1,062名に対しまして950名の志願者で、競争率は0.89倍となり、昨年度の0.15倍低くなっております。

石巻市立桜坂高校は、学励探求コースが、募集定員72名に対して15名の志願で0.21倍、キ

ャリア探求コースが、募集定員48名に対して46名の志願で0.96倍となっております。

なお、後期選抜の検査が３月９日、合格発表が３月16日となっております。桜坂の各コースとも定員を下回っておりますので、２次募集を実施することになると思っております。

次に、学校防災推進会議関係の報告をいたします。

２月15日に開催しました第３回学校防災推進会議で、本年度の取組と成果について報告があり、さらに平成28年度の方向性について協議しております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

石巻市震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了について

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に、石巻市震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了について、学校教育課長から報告をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君）　それでは、私から、石巻市震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了についてご説明申し上げます。

表紙番号２の１ページをご覧ください。

石巻市震災奨学金は、東日本大震災により父母を亡くした児童・生徒への就学支援として平成24年度より給付を開始いたしました。平成26年度には、当初の給付見込み額を上回る額の寄附金が寄せられたことから、月額金のほかに一時金を支給し、給付の充実を図ってきております。現在の給付額については、次のページの⑤に示しております。

平成28年度に、２名の未就学児の小学校入学により、全対象者43名の給付が開始されることになっております。このように、給付対象者及び給付額はほぼ確定と見込まれます。これに対し、３月中にいただく予定額を含めた寄附金をもって給付見込み額にほぼ達することから、寄附金の受け入れを終了するものです。

なお、継続して寄附をいただいている相手方に対しましては、これまでのご厚意に感謝するとともに、寄附の受け入れを終了する旨の通知を差し上げております。

以上、ご報告を申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いいたしま

す。

ございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　なければ、次に入ります。

平成２８年度学校給食費について

〇委員長（阿部邦英君）　次に、平成28年度学校給食費について、学校管理課長から報告をお願いします。

〇学校管理課長（三浦　司君）　それでは、私からは、平成28年度学校給食費についてご報告申し上げます。

別紙２の３ページ及び４ページをご覧いただきたいと思います。

現行の学校給食費は、平成26年度の消費税の税率アップの際に改定されたもので、１食当たりの単価は小学校が246円、中学校が293円、幼稚園が237円となっております。来年度の学校給食費の検討に当たり、本年度の給食物資の購入価格や賄い材料費の執行状況を精査した結果、引き続き経費の節減を図りながら、現在の単価で栄養バランスのとれた学校給食を提供することが可能であると判断し、平成28年度の学校給食費については据え置くこととしたものでございます。

なお、平成29年度の給食費につきましては、国が平成29年４月に消費税率を現行の８％から10％に引き上げる際の軽減税率、対象品目に学校給食も含める方向で進んでいるようでございますので、今後の国の動向や食材の価格の推移等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わらせていただきます。

〇委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

今井委員お願いします。

〇委員（今井多貴子君）　参考までに、こども園の場合は、この幼稚園の237円の中にすべての児童、保育所というか、保育所と幼稚園と集金は同じですか。それとも違いが出るんですか。

〇委員長（阿部邦英君）　学校管理課長、お願いします。

〇学校管理課長（三浦　司君）　こども園につきましては、学校給食のほうからの給食の提供はしておりません。保育所と同じ形での給食という形になっております。

〇委員（今井多貴子君）　はい、了解しました。

〇委員長（阿部邦英君）　そのほかございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　なければ次に入ります。

石巻市学校給食食物アレルギー対応マニュアルについて

〇委員長（阿部邦英君）　次に、石巻市学校給食食物アレルギー対応マニュアルについて、学校管理課長から報告をお願いいたします。

〇学校管理課長（三浦　司君）　それでは、石巻市学校給食食物アレルギー対応マニュアルについてご報告申し上げます。

本市では、現在建設中で８月開設予定の仮称石巻東学校給食センターにアレルギー給食専用の調理室を設け、３学期からアレルギー給食対応ということで実施予定で、新センターの受配校をまず対象に、それから平成30年度の２学期からは全市的なアレルギー対応給食の実施を行う予定といたしております。

別冊１のほうをご覧いただきたいと思います。

学校給食食物アレルギー対応マニュアルは、食物アレルギー対応給食を実施するに当たり、実施の基準、実施方法や決定までの流れ、学校及び給食センターに向けマニュアルなどを示したものでございます。

それでは、別冊１の１ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、食物アレルギー対応給食の目的でございますが、食物アレルギーを有する児童・生徒等に対応給食を実施し、すべての児童・生徒等が給食時間や他の教育活動において安全に、かつ、楽しんで過ごせることを目的としております。

次に、対応の実施基準ですが、３つございまして、すべての項目に当てはまる児童・生徒に対応給食を提供いたします。それで、３つの基準といたしましては、まず１番目として、医師の診断により食物アレルギーと診断された原因食品が明確であること。それから、２番目としまして、医師から原因食品の除去指示があること。それから、３番目といたしまして、家庭でも原因食品の除去をしていること、この３つがすべて当てはまる方に対して行うこととなっています。

次に、対応品目は、卵、そして乳、乳製品としております。

次に、３ページをご覧いただきたいと思います。

３ページからは、食物アレルギー対応給食の実施方法をまとめておりまして、対応の分類、児童・生徒への対応、それから学校での受け渡しなど一連の方法を示しております。

次に、10ページからご覧いただきたいと思いますが、10ページからは、食物アレルギー対応給食決定までの流れを図式にて示しています。

次に、15ページからは、学校におけるマニュアルを示しておりまして、食物アレルギー対応委員会の設置、申請の確認から対応開始までの流れ、教室での対応、それから保護者への対応と教職員の役割などをまとめております。

次に、20ページからは、給食センターにおけるマニュアルを示しておりまして、主な項目は器具、食材の管理、それから食物アレルギー対応給食調理における具体的な対応、それから職員の役割をまとめております。

24ページからは、食物アレルギー対応給食実施に使用する様式を掲載しております。49ページからは、宮城県教育委員会から示されております食物アレルギー緊急対応マニュアル、そして、56ページからは、参考資料といたしまして食物アレルギーの基礎知識を掲載しております。

概要については以上でございますが、来年度につきましては、１学期に全学校の担当者に対しましてこのマニュアルの説明を、２学期には対象校の担当者を対象にした説明会を実施する予定としております。３学期から実施する食物アレルギー対応給食がスムーズに進められるようにしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

〇委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

今井委員、お願いします。

〇委員（今井多貴子君）　２ページなんですけれども、対応範囲及び開始時期というところがありまして、一番上が平成28年度３学期から対応すると。上記以外は30年度の２学期から対応となっていて、一番下の段に、食物アレルギー対応給食にはすべて石巻東学校給食センターで調理し配送します、とあります。なのに、ここに配送時期がずれているっていうのは、何かあるんでしょうか。つくるところが皆同じで、開始時期が28年度と30年度の違いが出ているのですが。

〇委員長（阿部邦英君）　学校管理課長、お願いします。

〇学校管理課長（三浦　司君）　今建設中の石巻東学校給食センターの、この受配校について

は、28年度の３学期から実施をいたしまして、そのほかの学校については、まだその時期、３学期からということではなく、そのほかの学校については30年度の３学期から、段階的にするような形になる予定です。

○委員（今井多貴子君）　２学期と書いてあるのですが、３学期ですか。

○学校管理課長（三浦　司君）　すみません、２学期からという部分は、東センターについてはもう、当初は２学期からという予定で考えていたのですが、東センターのほうのオープンが２学期からになるものですから、それで準備期間を、その２学期中に準備して３学期というふうな形にさせていただくということで、今回この28年度の３学期という形にさせていただいています。

（「なぜ１年半遅れるのか」との声あり）

○学校管理課長（三浦　司君）　これにつきましては、すべて東センターでアレルギー給食を作成して、あと配送の関係等々もいろいろ検討する部分がございますので、その部分でちょっと時間をいただいているところがございます。こちらのほうが、最初の東センターの基本計画を作成する段階から28年度に受配校、あと30年度の２学期からそれ以外の学校という、それで30年度の２学期からは全庁的な取組という形を規定しておりました。ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君）　よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君）　では、この遅れは配送の関係ということだけになるわけですか。

○委員長（阿部邦英君）　学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長（三浦　司君）　それから、アレルギー給食が、実際のところ石巻では初めてのことでございまして、まず受配校でのアレルギー給食の実施をさせていただいて、その状況等も検証した上で実施ということもございますので、少し時間をいただいているということになっております。

○委員（今井多貴子君）　実際にアレルギーを抱えている子どもさんのお母さんたちは、すごく大変な思いをして毎日お弁当、手弁当を持って学校へ行っていて、皆さんすごく待ち望んでいらっしゃるんですね。それなので、できれば同時スタートでやっていただけるのが理想なのかなと思います。施設が違って、その施設をつくるのに当たって準備がそれぞれ違うというならわかるのですが、一斉に同じところでつくっているのに、ここに２年間の空白、空白ではないんですけれども、それぞれの事情があるんですけれども、その待っている人たちにとっては、一日でも早く子供たちにそういう給食を食べさせてやりたいとは思っていると思ったので、こ

の２年間の差は何かとちょっと思っていたのでお聞きしました。よろしくお願いいたします。すみません。

○委員長（阿部邦英君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　なければ次に入ります。

有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料について

○委員長（阿部邦英君）　次に、有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料について、体育振興課長から報告をお願いいたします。

○体育振興課長（佐藤敏彦君）　一般事務報告、有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料についてご説明申し上げますので、表紙番号２の５ページから６ページをご覧いただきたいと思います。

高校生以下の市民が市内有料公園及び各体育施設を利用する場合、現在の規定では、料金区分が一般、小・中学生、高校生や減免できる場合の要件が統一されておらず、施設により取扱いに差異が生じております。市内の高校生以下の施設利用者に係る負担の軽減及び公平化を図ることから、今回見直しをしたものであります。

改定の主な内容につきましては、有料公園及び体育施設の使用料は条例で規定されておりますが、条例改正により施設全体の使用料及び減免規定の見直しを平成29年４月に向けて検討していくこととしております。それまでの間につきましては、各施設施行規則に規定されております減免条項を見直し、対応することといたしました。石巻市桃生農業トレーニングセンター条例施行規則、石巻市にっこりサンパーク使用料規則、石巻市牡鹿清崎運動公園使用料減免規則の各使用料の減免条項に、新たに市内の高校生以下の者が利用する場合、100分の50、つまり２分の１にするということ。ただし、別に高校生以下の区分がある施設はその限りではないというものを加えたものであります。

なお、都市公園条例施行規則である有料公園、河南中央公園、追波川河川運動公園の減免条項の改正につきましても、同様に建設部が行っております。

なお、施行年月日はいずれも平成28年４月１日からとなっております。

説明は以上となります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

報告第２号　専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君）　それでは、なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第２号　専決処分の報告についての専決第２号　石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君）　それでは、報告第２号　専決処分の報告についてのうち、専決第２号　石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第１回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見が求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により、２月９日付けで異議のない旨専決処分を行いました旨、報告するものでございます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年４月１日から施行されることとなりますが、地方公務員法の改正内容に合わせて、本市の関係条例の改正を行うものであります。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号１の４ページ、あわせて表紙番号３、条例等新旧対照表の１ページをご覧願います。

第１条及び第２条は、石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正でありますが、地方公務員法の改正内容に合わせて、文言の整理を行うものであります。

次に、附則でありますが、本条例の施行期日を平成28年４月１日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に入ります。

報告第２号　専決処分の報告についての専決第３号　石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君）　それでは、報告第２号　専決処分の報告についてのうち、専決第３号　石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第１回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見が求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により、２月９日付けで異議のない旨専決処分を行いました旨、報告するものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

国では、昨年８月６日に行われた人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の改正を行い、先月26日に公布されたところであります。

人事院勧告の主な内容といたしましては、民間給与との格差0.36％を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点配分を置いた俸給表の水準引上げ及びボーナスの引上げを行うものであります。

本市職員の給与制度につきましては、これまで国家公務員の給与制度を基本として改正を行ってきていることから、人事院勧告どおりの改定を行うものであります。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号１の５ページから30ページ、あわせて表紙番号３、条例等新旧対照表の２ページから14ページをご覧願います。

第１条は、石巻市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであり、第26条は、初任給、調整手当の月額限度額について、平成27年４月にさかのぼり引き上げるものであります。

第31条は、平成27年12月の勤勉手当の支給月数について、一般職員については0.1月、再任用職員については0.05月引き上げるものであります。

附則第13項は、55歳を超える特定職員に係る平成27年12月の勤勉手当減額調整率の改定を行うものであります。

また、給料表についても、平成27年４月にさかのぼり、行政職は平均0.4％の引上げを行うほか、医療職及び幼稚園職についても、行政職との均衡を基本に、所要の改定及び文言整理を行うものであります。

飛びまして、議案書の26ページ、第２条につきましても、石巻市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでありますが、施行日は平成28年４月１日分の改正でございます。

第１条及び第２条は、地方公務員法の改正等に伴う文言整理であり、第５条は、同法の改正により、これまで規則で規定していた級別職務分類表について、基準となるべき内容を条例化するものであります。

第31条は、一般職と再任用職員について、平成28年６月と12月の勤勉手当が均衡になるように配分するものであります。

附則第13項は、55歳を超える特定職員に係る平成28年４月以降の勤勉手当減額調整率の改正を行うものであります。別表第４は、第５条関係の級別職務分類表でございます。

次に、28ページ、第３条は、石巻市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正を行うものであり、平成27年12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げるものであります。

第４条は、特別職の平成28年６月と12月の期末手当が均等になるように配分するものであります。

次に、第５条は、石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正を行うものであり、平成27年12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げるものであります。

第６条は、市議会議員に係る平成28年６月と12月の期末手当が均等になるように配分するものであります。

次に、第７条は、石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正するものであり、第６条は、特定任期付職員の給料月額を平成27年４月にさかのぼり1,000円引き上げるものであります。

第４条は、関係する文言を整理するものであります。

第６条の２は、特定業務等従事任期付職員のうち、規則で定める職員の給料月額の決定方法について条文で規定するものであります。

第７条第１項は、関係する文言を整理するものであります。

第７条第２項は、特定任期付職員の平成27年12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げるものであります。

第８条は、特定任期付職員に係る平成28年６月と12月の期末手当が均等になるように配分するものであります。

次に、第９条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正を行うものであり、教育長の平成27年12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げるものであります。

第10条は、教育長に係る平成28年６月と12月の期末手当が均等になるように配分するものであります。

次に、附則でありますが、附則第１条第１項は、本条例を公布の日から施行するものとし、ただし、第２条、第４条、第６条、第８条及び第10条の規定は、平成28年４月１日から施行するものであります。

附則第１条第２項は、第１条、第３条、第５条、第７条及び第９条の規定を平成27年４月１日から適用するものであります。

次に、附則第２条は、給与の内払について規定するものであります。

次に、附則第３条は、規則への委任を規定したものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に入ります。

報告第２号　専決処分の報告についての専決第４号　東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君）　それでは、報告第２号　専決処分の報告についてのうち、専決第４号　東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に、平成28年市議会第１回定例会に提案される案件に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により報告するものです。

それでは、通し番号１の31ページ及び通し番号３の15ページをご覧ください。

学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年４月１日から施行されることから、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校

が新たな学校の種類として規定されました。石巻市については、現在のところ義務教育学校が設けられる予定はありませんが、石巻市震災奨学金の給付対象者は市内在住者ばかりでないことから、学校の種類に義務教育学校を加え、給付を継続することができるよう条例を改正するものです。

以上、ご報告を申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、なければ、次に移ります。

報告第２号　専決処分の報告についての専決第５号　平成28年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君）　それでは、報告第２号　専決処分の報告についてのうち、専決第５号　平成28年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第１回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により、２月９日付けで異議のない旨専決処分を行いました旨、報告するものでございます。

それでは、別冊２の２ページをご覧願います。

予算規模につきましては、平成28年度石巻市一般会計予算の総額が2,215億5,000万円、そのうち教育関係費は164億3,941万4,000円で、前年度と比較し34億1,192万2,000円の増額となっております。

それでは、歳出総括表から各項における前年度予算との比較についてご説明申し上げます。

まず、10款教育費、１項教育総務費は、前年度と比較し8,128万3,000円の増となっております。これは、主に特別支援教育事業費や緊急スクールカウンセラー等派遣事業費の増額によるものでございます。

次に、２項小学校費は12億4,436万9,000円の減となっております。これは、主に小学校施設改修事業の完了に伴う施設整備費の減額によるものでございます。

次に、３項中学校費は２億9,956万5,000円の増となっております。これは、主に中学校移転新築事業費や施設改修事業費の増額によるものでございます。

次に、４項高等学校費は１億9,117万5,000円の減となっております。これは、主に桜坂高等学校の完成に伴う高等学校統合整備事業費の減によるものでございます。

次に、５項幼稚園費は7,505万7,000円の増となっております。これは、主に私立幼稚園就園奨励費や幼稚園施設老朽化対策事業費の増額によるものでございます。

次に、６項社会教育費は7,259万3,000円の増となっております。これは、主に複合文化施設整備事業費の増額によるものでございます。

次に、７項保健体育費は10億7,676万5,000円の減となっております。これは、主に学校給食センター建設事業費の減額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費は58億2,795万7,000円の増となっております。これは、主に小・中学校移転新築事業に係る災害復旧費の増額によるものでございます。

次に、５項その他公共施設・公用施設災害復旧費は、４億3,222万4,000円の減となっております。これは、主に学校給食センター建設に係る災害復旧費の減額によるものでございます。

それでは、教育費予算の主な項目について、その概要をご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、30ページをご覧願います。

10款教育費、１項教育総務費、３目教育指導奨励費の３、奨学資金費に6,563万5,000円を計上しておりますが、これは、高校生、専門学校生及び大学生等100人分の新規採用分並びにこれまでに採用した奨学生に対する貸付金等を措置したものでございます。

なお、平成28年度からは、貸付金のコンビニ収納を実施する予定となっております。

次に、32ページをご覧願います。

６、いじめ・生徒指導問題対策費に312万円を、34ページの14、問題を抱える子ども等の自立支援事業費に347万4,000円を、16、不登校児童生徒対策費に20万9,000円を計上しておりますが、これらは、いじめや不登校問題等に対応するための経費を措置したものでございます。

次に、32ページにお戻り願います。

９、特別支援教育事業費に9,709万8,000円を計上しておりますが、これは、通常学級に在籍し、支援が必要とされる児童への個別支援、学習環境の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置に要する経費を措置したものでございます。支援員につきましては、前年度の55名から増員し、76名の配置を予定しております。

次に、34ページの17、子どもの未来づくり事業費に567万円を計上しておりますが、これは、

教員の指導力向上、学習習慣の育成及び志を高める取組を通して、児童・生徒の学力向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、19、学校図書館担当配置事業費に471万2,000円を計上しておりますが、これは、小・中学校の図書館機能の充実と利用促進を図るため、新たに専門の図書館職員を配置する経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度は、６校に対し３名のモデル的な配置とし、業務体制を確立しながら、翌年度以降事業を拡大したいと考えております。

次に、36ページの20、サイエンスラボ事業費に818万1,000円を計上しておりますが、これは、小・中学生の理科離れが進む中、科学に対する興味、関心を持つ機会をつくり、理科教育の充実を図るため、指導員２名の採用のほか、必要な経費を措置したものでございます。

次に、７目東日本大震災関係費の２、震災奨学金給付事業費に1,090万円を計上しておりますが、これは、東日本大震災で親が死亡、又は行方不明となり、父母のいない児童・生徒に対して奨学資金を給付するための経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度の給付対象者は小学生６名、中学生11名、高校生９名の計26名を予定しております。

次に、３、防災教育充実事業費に244万9,000円を計上しておりますが、これは、東日本大震災の教訓を生かし、本市の実態に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた災害対応能力の育成と学校における防災教育の充実に取り組むため、防災副読本を作成する経費などを措置したものでございます。

次に、38ページをご覧願います。

４、スクールカウンセラー配置事業費に40万円、５、ハイスクールカウンセラー配置事業費に188万1,000円を、６、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,692万円を、８、震災心のサポート事業費に705万7,000円を、９、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費に5,382万9,000円を計上しておりますが、これらは、児童・生徒を初め、教員や保護者、震災で子供を亡くされた遺族に対してカウンセリングや相談活動、心のケアなどを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、学び支援コーディネーター等配置事業費に948万6,000円を計上しておりますが、これは、放課後や週末、夏休みなどの長期休業中の被災地における児童・生徒の学習活動を支援するための経費を措置したものでございます。

次に、42ページ、２項小学校費、１目学校管理費の７、小学校統合関係費396万円を、飛び

まして50ページ、３項１目学校管理費、８、中学校統合関係費に396万円を計上しておりますが、これらは、雄勝小学校と大須小学校並びに雄勝中学校と大須中学校の統合に当たり、校旗、校歌の作成や閉校記念碑の設置等に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

３目学校建設費の１、広渕小学校水泳プール改築事業費に２億905万円を、52ページ、３項３目学校建設費の２、門脇中学校水泳プール改築事業費に1,055万円を、３、湊中学校水泳プール改築事業費に3,030万円を計上しておりますが、これらは、施設の老朽化や給排水設備の腐食が進み、応急修繕やメンテナンスだけでは維持管理が困難であるため、施設の全面改築に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

２、鹿又小学校屋内運動場改築事業費に１億2,805万円を計上しておりますが、これは、屋内運動場が狭隘で老朽化が著しいため、平成27年度からの４か年事業で全面改修を行うものであり、平成28年度は地質調査、設計及び造成工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、３、小学校施設老朽化対策事業費に１億9,185万円を、52ページ、３項３目学校建設費の４、蛇田中学校屋内運動場改修事業費に１億4,885万円を、５、中学校施設老朽化対策事業費に5,527万5,000円を、64ページ、５項２目幼稚園建設費の１、幼稚園施設老朽化対策事業費に１億3,485万円を計上しておりますが、これらは、老朽化の進行が著しい施設について、主に屋外部分の改修を図ることで、安全性を確保し、良好な教育環境を維持するための経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度の工事は、向陽小学校、須江小学校、蛇田中学校屋内運動場、桃生中学校及び住吉幼稚園を予定しております。

次に、44ページにお戻り願います。

４目東日本大震災関係費の１、被災児童通学支援事業費に１億9,576万円を、54ページ、３項４目東日本大震災関係費の１、被災生徒通学支援事業費に２億4,692万9,000円を計上しておりますが、これらは、被災校から代替校まで並びに仮設住宅から学校までのスクールバス等の運行に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

２、被災児童就学支援事業費に１億3,419万3,000円を、54ページ、３項４目東日本大震災関係費の２、被災生徒就学支援事業費に１億3,000万円を計上しておりますが、これらは、震災により被災し、経済的に就学が困難な児童・生徒に対し、就学に必要な費用の一部を援助す

るための経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

３、蛇田小学校屋内運動場改築事業費に７億7,679万円を計上しておりますが、本事業は、耐力度調査の結果、防災機能を備えた災害に強い屋内運動場に改築するため、平成27年度からの２か年事業で実施しており、平成28年度は改築工事及び旧施設の解体工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、46ページ、４、雄勝地区小学校統合移転新築事業費（学校管理課）に3,339万円を、５、同（学校施設整備室）に4,058万7,000円を、54ページ、３項４目東日本大震災関係費の３、渡波中学校移転新築事業費（学校管理課）に4,945万円を、４、同（学校施設整備室）に２億2,450万7,000円を、５、雄勝地区中学校統合移転新築事業費（学校管理課）に804万円を、６、同（学校施設整備室）に4,008万7,000円を、飛びまして、90ページ、11款４項１目公立学校施設災害復旧費の２、小学校災害復旧費（移転新築事業）（学校管理課）に1,450万8,000円を、３、同（学校施設整備室）に15億5,519万6,000円を、５、中学校災害復旧費（移転新築事業）（学校管理課）に2,649万7,000円を、６、同（学校施設整備室）に49億1,808万6,000円を計上しておりますが、これらは、雄勝地区統合小中学校及び渡波中学校の移転新築のため、建築工事及び備品購入等に要する経費を措置したものでございます。

次に、46ページにお戻り願います。

６、小学校太陽光発電設備整備事業費に1,600万円を、56ページ、３項４目東日本大震災関係費の８、中学校太陽光発電設備整備事業費に１億600万円を計上しておりますが、これらは、太陽光発電設備や蓄電池の設置等に要する経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度は、小学校４校の設計等業務と、北上中学校及び牡鹿中学校への設置工事を予定しております。

次に、54ページにお戻り願います。

３項中学校費、４目東日本大震災関係費の７、中学校防災機能強化事業費に１億4,805万円を計上しておりますが、これは、学校施設の防災機能の強化を図るため、屋内運動場等におけるつり天井の撤去や補強等に要する経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度の工事は、万石浦中学校を予定しております。

次に、60ページをご覧願います。

４項高等学校費、１目学校管理費の８、魅力ある学校づくり事業費に292万5,000円を計上しておりますが、これは、桜坂高等学校において魅力ある学校づくり事業を継続し、本市の未

来を担う人材を育成するため、必要な経費を措置したものでございます。

次に、64ページをご覧願います。

５項幼稚園費、１目幼稚園費の７、私立幼稚園就園奨励費に１億3,377万円を計上しておりますが、これは、保護者の経済的負担を軽減するための経費を措置したものでございます。

次に、66ページをご覧願います。

６項社会教育費、１目社会教育総務費の４、社会教育指導員費に402万5,000円を計上しておりますが、これは、２名の社会教育指導員を配置し、家庭教育学級において学校、地域、家庭の連携による家庭教育力の向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、68ページをご覧願います。

９、子ども読書活動推進費に218万2,000円を計上しておりますが、これは、平成22年度から実施したブックスタート事業や学校図書館及び公民館等で活動している読み聞かせボランティアとの連携を強化し、子供の読書環境の整備を図るための経費を措置したものでございます。

次に、10、協働教育推進事業費に167万7,000円を計上しておりますが、これは、学校と地域、家庭が手を携え、教育活動の充実を図るため、コラボスクールの実施や地域活動支援、ふるさと子どもカレッジ等の実施に係る経費を措置したものでございます。

次に、12、放課後子ども教室推進事業費に155万8,000円を計上しておりますが、これは、放課後や週末等に子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、緑化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するための経費を措置したものでございます。

次に、76ページをご覧願います。

10目河北総合センター費のうち、河北総合センター管理費に１億3,470万円を、11目遊学館費の１、遊学館管理費に１億6,056万4,000円を、２、かなんパークゴルフ場運営費に1,191万円を計上しておりますが、これは、各施設が指定管理料等を措置したものでございます。

次に、12目（仮称）市民文化ホール建設基金費の１、（仮称）市民文化ホール建設基金費に４億51万円を計上しておりますが、これは、複合文化施設の建設時における一般財源の負担を軽減するため、基金の積立てに要する経費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費の１、震災復興芸術文化事業に1,568万5,000円を計上しておりますが、これは、市民の心の豊かさの復興のため、仮設住宅集会所での落語公演、カラオケ教室などの芸術文化事業を実施する経費を措置したものでございます。

次に、78ページをご覧願います。

３、埋蔵文化財発掘調査事業費に4,298万6,000円を計上しておりますが、これは、各種震災復興事業に伴う発掘調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、４、応急仮設住宅等移動図書館運営費に759万8,000円を計上しておりますが、これは、仮設住宅で生活している市民に対する移動図書館サービスを実施するための経費を措置したものでございます。

なお、平成28年度の移動図書館ひより号の運転を業務委託する予定となっております。

次に、５、被災ミュージアム再興事業費に1,006万6,000円を計上しておりますが、これは、被災した石巻文化センター、雄勝硯伝統産業会館及びおしかホエールランドの資料を仮保管し、再整理、修復するための経費を措置したものでございます。

次に、80ページの６、齋藤氏庭園修復整備事業費に１億2,700万円を計上しておりますが、これは、被災した国指定名勝齋藤氏庭園内の建造物等の保存、修復工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、７、複合文化施設整備事業費に１億6,269万円を計上しておりますが、これは、平成32年度末の複合文化施設開館に向け、基本設計及び展示、基本設計等に要する経費を措置したものでございます。

次に、82ページをご覧願います。

７項保健体育費、１目保健体育総務費の２、体育奨励費に1,106万3,000円を計上しておりますが、これは、スポーツ推進委員の報酬や各種スポーツ大会への補助金などの経費を措置したものでございます。

次に、84ページをご覧願います。

３目学校給食費の１、学校給食センター運営費に４億2,236万7,000円を計上しておりますが、これは、本年５月に完成予定の（仮称）石巻東学校給食センターを初めとする各給食センターの運営費のほか、将来的に廃止となる石巻西学校給食センターの解体設計等に要する経費を措置したものでございます。

次に、88ページをご覧願います。

８目東日本大震災関係費の１、学校給食センター放射性物質対策事業費に320万円を計上しておりますが、これは、学校給食の安全・安心を確保するため、給食に含まれる放射性物質の有無やその量について精密な検査を行う経費を措置したものでございます。

次に、90ページをご覧願います。

11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費の１、指定文化財

等災害復旧費に7,900万円を計上しておりますが、これは、震災で被災した旧石巻ハリストス正教会教会堂を中瀬公園に復元するため、工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、２、雄勝公民館災害復旧費に3,080万8,000円を、92ページの３、荻浜公民館災害復旧費に2,598万円を計上しておりますが、これらは、震災の津波により壊滅的な被害を受けた両公民館を移転新築し、支所庁舎との複合施設として復旧するため、設計等に要する経費を措置したものでございます。

次に、94ページをご覧願います。

５項その他公共施設・公用施設災害復旧費、１目その他公共施設災害復旧費の５、体育施設災害復旧費に3,267万6,000円を計上しておりますが、これは、雄勝中心部拠点エリアのかさ上げ部分に整備する雄勝硯伝統産業会館や観光物産交流施設と連動させ、体育館、グラウンド及び艇庫の整備を予定しているため、設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、96ページをご覧願います。

小学校施設老朽化対策事業など、完了までに複数年度を要する10事業について、総事業費及び各年度の年割額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、104ページをご覧願います。

奨学金納付書作成等業務など、翌年度以降にわたる業務や借上料等32件について、その期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、４ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、１項負担金、７目教育費負担金に553万6,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました適応指導教室運営費等に係る他市町からの負担金を措置したものでございます。

次に、６ページをご覧願います。

13款使用料及び手数料、１項使用料、８目教育使用料に9,436万2,000円を計上しておりますが、これは、高等学校授業料のほか、幼稚園保育料、社会教育施設及び保健体育施設使用料を措置したものでございます。

次に、９目行政財産目的外使用料に132万円を計上しておりますが、これは、教育施設への電力柱や電話柱、自動販売機等の設置に伴う占用料を措置したものでございます。

次に、８ページをご覧願います。

２項手数料、５目教育手数料に114万2,000円を計上しておりますが、これは、高等学校入学者選抜手数料及び入学金等を措置したものでございます。

次に、10ページをご覧願います。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、３目教育費国庫負担金に7,712万2,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました蛇田小学校屋内運動場改築事業に係る国からの負担金を措置したものでございます。

次に、４目災害復旧費国庫負担金に25億973万3,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました小・中学校の災害復旧事業に伴う国からの負担金を措置したものでございます。

次に、12ページをご覧願います。

２項国庫補助金、７目教育費国庫補助金に３億468万3,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました就学援助費や小・中学校の施設整備事業、幼稚園就園奨励費、齋藤氏庭園修復整備事業、緊急スクールカウンセラー等派遣事業等に伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、８目災害復旧費国庫補助金、9,808万1,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました小・中学校及び公民館災害復旧事業に伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、14ページをご覧願います。

15款県支出金、２項県補助金、９目教育費県補助金に７億2,052万1,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました被災児童・生徒に係る通学及び就学支援事業等に伴う県からの補助金を措置したものでございます。

次に、16ページをご覧願います。

３項県委託金、５目教育費委託金に3,682万1,000円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました防災教育推進協力校事業やスクールソーシャルワーカー配置事業、協働教育プラットフォーム事業等に伴う県からの委託金を措置したものでございます。

次に、18ページをご覧願います。

16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入に177万8,000円を計上しておりますが、これは、教職員共同住宅貸付収入等を措置したものでございます。

次に、２目利子及び配当金に72万2,000円を計上しておりますが、これは、各基金の利子収入を措置したものでございます。

次に、20ページをご覧願います。

18款繰入金、１項基金繰入金、４目地域づくり基金繰入金に550万円を、５目がんばる石巻

応援基金繰入金に7,088万1,000円を、６目震災復興基金繰入金に２億7,395万6,000円を、７目東日本大震災復興交付金基金繰入金に２億5,324万4,000円を、11目奨学資金基金繰入金に1,090万円を計上しておりますが、これらは、歳出に計上しました各種事業に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

次に、22ページをご覧願います。

20款諸収入、３項貸付金元利収入、６目教育費貸付収入に6,576万2,000円を計上しておりますが、これは、奨学資金貸付金の元金収入を措置したものでございます。

次に、24ページをご覧願います。

４項雑入、３目雑入に６億2,525万円を計上しておりますが、これは、施設電話使用料、自動販売機等の占用に係る電気料、幼稚園預かり保育料、遊学館等の指定管理に係る光熱水費及び学校給食費徴収金等を措置したものでございます。

次に、26ページをご覧願います。

21款市債、１項市債、７目教育債に16億8,290万円を計上しておりますが、これは、歳出に計上しました各種事業のための市債を措置したものでございます。

以上で、教育委員会の平成28年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の説明を終わります。

〇委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

津嶋委員、お願いします。

〇委員（津嶋ユウ君）　35ページの19番、学校図書館担当配置事業費のところに、専門職員を置くための経費ということでしたけれども、６校に対し３名を配置するということで、２校を１人で担当することになりますが、その３名の専門職員というのは、いわゆる司書の資格を有する人ということなんでしょうか。お願いします。

〇委員長（阿部邦英君）　今泉学校教育課長。

〇学校教育課長（今泉良正君）　お答えします。

司書の資格を持っている人を想定しているんですが、それが将来的に人数を確保できるかという問題があります。ということで、司書の資格を持っている人を優遇すると、それに準ずる人もということで、こちらとしては、その資格を持っている人を優先的に採用したいというふうに考えております。

〇委員（津嶋ユウ君）　それで専門職員という言葉になっているわけですね。

関連してですけれども、正式な図書館司書の資格というのはそれなりに大学を出て、大学で資格取ってきますよね。一時、学校教員でいわゆる司書教諭という、資格を取るために大学に

スクーリングのように通って資格を取った先生たちがいますね。そのような人たちも該当というか、雇用できるのでしょうか。その辺のところは雇用を考えているかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（阿部邦英君）　学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君）　今、司書教諭を12学級以上のところに配置するということになっております。それで、国語の先生を中心に司書教諭の資格を持っている方がいらっしゃいまして、だんだん増えてきておりますが、今回予定しているのは、あくまでも専門に、図書館の担当だけをやってもらうためですので、そういう図書館司書の資格を持っているということでは予定しておりますが、将来的に教員で司書教諭の資格を持っている人についても、それは採用として考慮すべきかななどというふうには、個人的には思っています。

○委員長（阿部邦英君）　津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君）　私の質問の仕方が悪かったと思うんです、すみません。

現在、学校のいわゆる教員をしながら図書館担当になっている、いわゆる司書教諭の資格がある先生というのは、前のときの会議でもちょっと話題にしたと思うんですけれども、やっぱり学級担任としてとか学年主任として一生懸命やっていただくことも大事なので、図書館担当専属というわけにはいかないですよね。だから、今回のような専門に図書館に専属でいる職員を置くということについては、とても私も賛成なのですが、その際のいわゆる司書の資格のある人が必要かと聞いたのは、例えば、ちょうど退職して、司書教諭の資格を取っていたけれども既に定年退職している方もいるので、そういう方たちなどに入って、応募してもらったりすればいいのかななんていうのも、そういうところも考えていらっしゃるのかどうかというところでちょっと伺ったんです。

○委員長（阿部邦英君）　学校教育課長。

○学校教育課長（今泉良正君）　今回のこの職員については、公募という形をとらさせていただきました。それで、正直そういう方もいらっしゃるのかなとは思ったのですが、既に、実は公募しているんですが、そういう方はいらっしゃらなかったというのが現実ではあります。ただ、そういう方も当然募集されるのかなとは思っております。

○委員（津嶋ユウ君）　やっぱり、いわゆる資格がなくてもやりたいというような方の応募でも大丈夫だということですか。

○学校教育課長（今泉良正君）　はい。それはなぜかといいますと、将来的に、今回は３名を６校に配置していますが、将来的にはすべての学校にという考えもあります。そうしたときに、

図書館司書の資格を持っている方が確保できるかという問題があります。それで、今回はとりあえずこういう形をとらせていただきました。もちろん、図書館と連携しまして、図書館のほうと一緒に研修等も行う、それから、司書教諭が配置されている学校を中心に、まず配置させていただいて、司書教諭の指導も受けながらということで考えております。

○委員（津嶋ユウ君）　わかりました。司書教諭だったという、いわゆるもう定年退職した方なんかも活用できたらいいだろうなとちょっと思ったものでしたからお聞きしました。

○委員長（阿部邦英君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

第６号議案　石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に審議事項に入ります。

第６号議案　石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

これも学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長（今泉良正君）　それでは、私から、石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明を申し上げます。

本案件は、学校徴収金の収入、支出処理について、決裁権者の決裁後に収入支出処理することを徹底させるとともに、会計処理に事故の疑いがある段階で、校長から教育委員会に報告をさせることにより、会計事故の防止を図ることを目的として、条項の一部改正を行おうとするものです。

表紙番号３の17ページをお開き願います。

第10条は、字句の整理のみでありますが、第12条第１項に「校長決裁後速やかに、金融機関への預金又は学校徴収金会計に係る経費の支出処理を行わなければならない」旨を追加しております。

また、第14条第７項中、校長は、学校徴収金の事務処理に事故が発生するおそれがあると認めたときは、速やかに教育長に報告しなければならない旨を追加いたしました。

次に、18ページから21ページにかけてご覧ください。

第12条で規定している収入伺書及び支出伺書の様式について、収入及び支出処理後に改めて校長が確認するよう改正しようとするものです。

施行期日につきましては、いずれも附則で、平成28年４月１日から施行しようとするもので

あります。

　以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

　ございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　では、なければ、第６号議案　石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

〇委員長（阿部邦英君）　では、異議がありませんので、第６号議案については原案のとおり決することといたします。

第７号議案　石巻市学校給食センター整備基本構想案について

〇委員長（阿部邦英君）　続いて、次に、第７号議案　石巻市学校給食センター整備基本構想案についてを議題といたします。

　学校管理課長から説明をお願いいたします。

〇学校管理課長（三浦　司君）　それでは、ただいま上程されました第７号議案　石巻市学校給食センター整備基本構想案についてご説明申し上げます。

　資料１の37ページ及び別冊３をご覧いただきたいと思います。

　本構想は、東日本大震災以降、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の知識が高まるとともに、食育、食物アレルギー対応など、学校給食に対するニーズが多様化してきており、学校給食センターの運営や整備等のあり方について長期的な視点での検討が必要となり、学校給食事業の現状を把握し、課題を整理することで、今後の適切な運営について基本的な考え方を明らかにするため、策定しようとするものでございます。

　今回ご提案させていただくに当たり、平成28年２月８日に開催されました石巻市学校給食センター運営委員会に今構想案を諮問し、ご審議いただき、原案どおりとの答申をいただいております。

　それでは、基本構想案の主な内容をご説明申し上げます。

　別冊３の３枚目、目次のところをご覧いただきたいと思います。

　基本構想は、全体６章で構成しております。第１章は、施設及び運営状況の概要といたしま

して、各学校給食センターの概要、施設の状況、職員体制及び運営費の状況を把握したものでございます。

第２章は、学校給食に対するニーズの把握といたしまして、仮称石巻東学校給食センター基本計画策定の際に実施したアンケート調査の結果から、保護者のニーズを把握したものでございます。

第３章は、今後の学校給食事業に関わる課題の整理といたしまして、施設の現状、給食に対する保護者のニーズ、児童・生徒数の将来推計等から課題や問題点を整理したものであります。

第４章は、施設整備の方向性といたしまして、学校給食法第２条に定める学校給食の目的を基本理念といたしまして、施設需要を踏まえた統廃合や延命、効率的な学校給食センター運営、新センターを含めた施設整備などの検討の必要性を示しております。

第５章は、基本構想として、今後の整備計画及び効率的な学校給食センター運営を示しております。

第６章は、先進事例といたしまして、ＰＦＩ方式による施設整備、学校給食センターの多目的な活用及び学校給食センター廃止後の活用についての全国各地の事例を紹介しているところでございます。

それでは、この第５章の基本構想の主な内容を説明させていただきたいと思いますので、17ページをご覧いただきたいと思います。

今後の整備計画といたしまして、住吉学校給食センターにおきましては、老朽化が著しいことから、提供食数を他の施設で賄えると推計される平成30年度以降に廃止すること、また、将来的には新たに仮称石巻西学校給食センターを整備し、現在建設中の仮称石巻東学校給食センターと２施設で運営することとしております。

次に、21ページからをご覧いただきたいと思います。

効率的な学校給食センター運営といたしまして、住吉学校給食センターの廃止時期に河南学校給食センターの民間委託を検討し、他の施設についても、状況を見ながら検討していくこととしております。

基本構想の主な内容につきましては以上でございますが、この構想によりまして、老朽化した施設について計画的に統廃合や新たな施設の整備を行うことで、衛生環境の整った施設の中での調理が可能となり、より安全・安心な学校給食を児童・生徒に提供することができ、また、施設の集約化や調理業務の民間委託等、合理的かつ効率的な施設運営を行うことにより、財政縮減効果が期待できるものと考えてございます。

以上のとおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　それでは、ないようでしたら、第７号議案　石巻市学校給食センター整備基本構想案については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

〇委員長（阿部邦英君）　異議がありませんので、第７号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第８号議案　職員の処分について

第９号議案　職員の処分について

〇委員長（阿部邦英君）　次に、第８号議案　職員の処分についてを議題といたします。

委員の皆様にお諮りいたします。

第８号議案及び第９号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

〇委員長（阿部邦英君）　それでは、異議がありませんので、第８号議案及び第９号議案は秘密会で審議することといたします。

〇事務局（石井透公君）　委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

その他

〇委員長（阿部邦英君）　それでは、審議事項を終了して、その他に入ります。

始めに、委員方からございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　では、各課長からございませんか。

（発言する者なし）

〇委員長（阿部邦英君）　では、ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

〇事務局（石井透公君）　次回、３月の定例会につきましては、３月28日月曜日、午後３時から開催する予定でございます。

場所につきましては、市役所本庁舎６階、市議会の第１・第２委員会室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

〇委員長（阿部邦英君）　よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後　３時０４分閉会

教育委員長　阿　部　邦　英

署 名 委 員　窪　木　好　文